

## プロポーザル実施公告

次のとおり名古屋競輪開催業務及び名古屋競輪場等の管理等に係る総合委託につき公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和2年4月6日

名古屋競輪組合 管理者  
名古屋市長 河村 たかし

### 1 業務の概要

- (1)業務名 名古屋競輪開催業務及び名古屋競輪場等の管理等に係る総合委託
- (2)業務内容 別紙「業務説明書」のとおり
- (3)履行期間 令和3年4月1日から令和10年3月31日まで（7年間）

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。複数の者で構成するグループ（以下「共同事業体」という。）で応募する場合は、共同事業体を構成するすべての者が参加資格のすべての要件を満たしていること。

- (1)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2)施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4)民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5)中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合

- 員が本プロポーザルに参加しようとしなない者であること。
- (6) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。名古屋市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
  - (7) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置（以下「排除措置」という。）の期間がない者であること。
  - (8) 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 46 条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）
  - (9) 自転車競技法施行規則（平成 14 年経済産業省令第 97 号）第 3 条第 2 項各号に該当しない者であること。
  - (10) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条に規定する認定を受けている者であること。ただし、警備業の認定を受けていない者は、警備業の認定を受けている者と共同事業体を構成して応募することができる。
  - (11) 発売払戻機器を自ら持ち込み、自ら保守することができる者であること。ただし、発売払戻機器を自ら持ち込み、自ら保守することができない者は、発売払戻機器を自ら持ち込み、自ら保守することができる者と共同事業体を構成して応募することができる。

### 3 参加手続

#### (1) 実施説明書、業務説明書等の配布

- ア 配布期間 令和 2 年 4 月 6 日から 4 月 15 日
- イ 入手方法 実施説明書等送付依頼（別紙様式 A）を「6 担当部署及び問い合わせ先」に示す場所へ電子メールにより提出する。

#### (2) 説明会・現地見学会の開催

- ア 開催日時 令和 2 年 8 月 20 日 14 時 00 分
- イ 集合場所 名古屋競輪組合第 1 会議室
- ウ 参加方法 事前説明会・現地見学会参加届（別紙様式 B）を「6 担当部署及び問い合わせ先」に示す場所へ電子メールにより提出する（説明会・現地見学会に不参加であっても、本プロポーザルへの参加は可能）。

(3) 質問等の受付

- ア 受付期間 令和2年8月21日から8月31日 17時00分
- イ 質問方法 質問票（別紙様式C）を「6 担当部署及び問い合わせ先」に示す場所へ電子メールにより提出する。
- ウ 回答日 令和2年9月15日（予定）
- エ 回答方法 質問に対する回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、質問者に対して電子メールにより回答するとともに、実施説明書等の送付依頼をした者に電子メールで送付する。業務説明の補足等が記載されることもあるので、企画提案書等の提出前に必ず確認すること。

(4) 企画提案書等の提出

- ア 提出期間 令和2年9月24日から9月30日 17時00分（必着）
- イ 提出場所 「6 担当部署及び問い合わせ先」に示す場所
- ウ 提出部数 4部（正本1部、副本3部）
- エ 提出方法 持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）による

(5) 提案者が1者であった場合の取扱い

本プロポーザルは成立するものとする。

4 審査の手續及び契約候補者の選定

(1) 第1次審査（書面審査）

- ア 審査内容 参加資格及び提出書類の確認
- イ 選定 参加資格が有ると認められ、かつ、提出期限までにすべての書類を提出した者を第2次審査対象者として選定する。
- ウ 結果通知 令和2年10月中旬（予定）

(2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

- ア 審査内容 提案内容の説明及び質疑応答（1者あたり45分以内）
- イ 審査の基準等 「名古屋競輪開催業務及び名古屋競輪場等の管理等に係る総合委託外部評価委員設置要綱」に基づき選任された委員が別表「評価の基準」に従い審査する。
- ウ 実施日 令和2年10月中旬（第1次審査の結果通知にて案内予定）
- エ 選定 第2次審査対象者のうち、合計点数が上位の3者につき、点数の高い順に第1順位から第3順位の契約候補者として選定する。ただし、審査の結果、最低基準点に達しない者は契約候補者として選定しない。
- オ 合計点数が同じ場合の取扱い  
別表「評価の基準」のうち、実施計画（配点75）及び売上向

上策等（配点 60）の合計点数（配点 135 点）が高い者を高順位とする。実施計画及び売上向上策等の合計点数がさらに同じ場合は、委員の合議により順位を決定する。

カ 結果通知 令和 2 年 10 月中旬（予定）

(3) 審査結果の公表

第 2 次審査対象者の順位と点数の一覧表は公表する。

(4) 契約相手方の決定

ア 第 1 順位契約候補者との協議・調整

第 1 順位契約候補者と本組合との間で契約内容等について再度調整し、協議が調った場合、契約を締結する。

イ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合

第 1 順位契約候補者と契約締結に至らなかった場合、第 2 順位契約候補者と本組合との間で契約内容等について再度調整し、協議が調った場合、契約を締結する。第 2 順位契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、第 3 順位契約候補者まで同様に取り扱い、第 3 順位契約候補者とも契約締結に至らなかった場合は、本プロポーザルによる契約は締結されないものとする。

契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止（名古屋市の競争入札参加資格を有しない者にあつては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。

5 契約の締結方法

(1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 2 項及び施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に基づく随意契約とする。

(2) 名古屋競輪組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年条例第 2 号）第 2 号の規定により、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約とする。

(3) 7 年間の基本契約を締結のうえ、年度毎に年度契約を締結する。

ア 基本契約に定める主な内容 業務範囲及びその仕様、委託料率等

イ 年度契約に定める主な内容 当該年度の委託料、支払方法等

## 6 担当部署及び問い合わせ先

〒453-0053 名古屋市中村区中村町字高畑 68 番地

名古屋競輪組合総合委託担当

電話 052-411-0013 FAX 052-411-9767

メールアドレス [soumubuchou@nagoya-keirin.jp](mailto:soumubuchou@nagoya-keirin.jp)

## 7 その他

- (1) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 次に該当する提案は、無効とする。
  - ア 本公告に示した参加資格を有しない者のした提案
  - イ 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
  - ウ 企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
  - エ 受託希望料率が実施説明書に示した上限料率を超える提案
  - オ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (3) 1 者につき提案は1つとし、複数の提案はできない。
- (4) 提出後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出については、本組合から指示があった場合を除き認めない。
- (5) 電子メールについては、必要に応じて電話等で送達の照会をすること。電子メールの送受信に係るトラブル等について、本組合はその責任を負わない。
- (6) その他詳細は、実施説明書による。

別紙様式 A

令和 年 月 日

実施説明書等送付依頼

令和 2 年 4 月 6 日付で公告のありました名古屋競輪開催業務及び名古屋競輪場等の管理等に係る総合委託に係る公募型プロポーザルについて、実施説明書等の送付を依頼します。

商号又は名称		
連絡担当者	部署名	
	氏名 (フリガナ)	
連絡先	所在地	
	電話	
	ファクシミリ	
	電子メール	

別紙様式 B

令和 年 月 日

事前説明会・現地見学会参加届

令和 2 年 4 月 6 日付で公告のありました名古屋競輪開催業務及び名古屋競輪場等の管理等に係る総合委託に係る公募型プロポーザルについて、事前説明会及び現地見学会に参加します。

参加人数	(3 名以内)	
商号又は名称		
連絡担当者	部署名	
	氏名 (フリガナ)	
連絡先	所在地	
	電話	
	ファクシミリ	
	電子メール	

別紙様式 C

令和 年 月 日

質問票

令和 2 年 4 月 6 日付で公告のありました名古屋競輪開催業務及び名古屋競輪場等の管理等に係る総合委託に係る公募型プロポーザルについて、次のとおり質問します。

項目 (書類名称・ページ・項目など)		
内容		
商号又は名称		
連絡担当者	部署名	
	氏名 (フリガナ)	
連絡先	所在地	
	電話	
	ファクシミリ	
	電子メール	

質問事項は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔に記載してください。



○名古屋競輪開催業務及び名古屋競輪場等の管理等に係る総合委託  
外部評価委員設置要綱

(設置)

第1条 名古屋競輪開催業務及び名古屋競輪場等の管理等に係る総合委託（以下「総合委託」という。）の契約の相手方を選定する企画競争を実施するにあたり、事業者の能力及び提案を公正かつ客観的に評価するため、総合委託外部評価委員（以下「委員」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 事業者の能力及び提案の評価基準に関し、意見を述べること。
- (2) 事業者の能力及び提案を評価すること。

(選任及び任期)

第3条 委員は、競輪事業等に関し優れた見識を有する者のうちから管理者が選任する。

- 2 委員の任期は、選任された日から総合委託の契約が締結される日までとする。
- 3 管理者は委員が第4条に違反した場合その他特別の事由があると認めるときは、前項の任期途中においても、委員を解任することができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、所掌事務上知り得たことを漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(謝金等)

第5条 意見等の聴取に対する謝金の額は、日額12,600円とする。

- 2 在勤地内等旅費規則（昭和42年名古屋市規則第3号）別表第2に定める郡市の区域内に勤務地及び住所（住所と居所が異なる場合は居所）を有しない委員が会議に参加したときは、原則として旅費を支給する。
- 3 前項の規定により支給する旅費の額は、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の規定を準用して算定した旅客運賃等の額と

する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員について必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第3条第2項に基づき委員の任期が終了したとき失効する。

【別表】評価の基準

評価項目	評価内容	様式	評価の着眼点			配点	修正後 配点計
			集客施策、売上向上策に係る分析、課題の抽出が具体的かつ的確か	効率的な業務執行に係る分析、課題の抽出が具体的かつ的確か	施設活用に係る分析、課題の抽出が具体的かつ的確か		
現状分析	事業運営の分析及び課題の抽出について	第1号様式の1	5	2	10	30	
		第1号様式の2	5	2	10		
	施設活用の分析及び課題の抽出について	第1号様式の3	5	2	10		
		第1号様式の4	5	2	10		
		第1号様式の5	5	1	5		
		第1号様式の6	5	1	5		
	業務の効率化について	第1号様式の7	5	2	10		
		第1号様式の8	5	2	10		
		第1号様式の9	5	2	10		
		第1号様式の10	5	2	10		
実施計画	事業発生時の対応について	第1号様式の1	5	1	5	75	
		第1号様式の2	5	1	5		
	周辺地域への対応について	第1号様式の3	5	2	10		
		第1号様式の4	5	2	10		
	他競輪場等との協働について	第1号様式の5	5	2	10		
		第1号様式の6	5	2	10		
	売上向上策について	第1号様式の7	5	2	10		
		第1号様式の8	5	2	10		
		第1号様式の9	5	2	10		
		第1号様式の10	5	2	10		
運営体制	集客・お客様サービス向上策について	第1号様式の1	5	2	10	60	
		第1号様式の2	5	2	10		
	事業者の組織、執行体制等について	第1号様式の3	5	2	10		
		第1号様式の4	5	2	10		
	公営競技の受託実績について	第1号様式の5	5	2	10		
		第1号様式の6	5	2	10		
	経営状況・財務状況	第1号様式の7	5	1	5		25
		第1号様式の8	5	1	5		
	受託希望料率	第1号様式の9	5	1	5		10
		第1号様式の10	5	1	5		
※最低基準点 120点							合計 200

※最低基準点 120点